

3 2 生活援護

〔現況及び施策の方向〕

県内の生活保護の動向は、被保護世帯数、被保護人員ともに昭和 58 年度をピークに減少し、平成 5 年度を底に、その後、微増傾向で推移してきた。平成 10 年度後半からは都市部を中心に顕著な増加傾向を示していたが、平成 25 年度より減少に転じた。

また、世帯類型別被保護世帯数の構成比については、傷病・障害者世帯と高齢者世帯の合計が総数の約 8 割を占めている。

今後とも、関係機関との連携を図り、被保護世帯の自立援助対策の推進に努める。

第 1 表 被保護世帯・人員・保護率（1 か月平均）の状況

（単位 世帯、人、%）

区 分		世帯数	人 員	保 護 率					
				全国	県 分	広島市	呉市	福山市	県総計
令和 4 年度	県 分	5,703	7,258	16.2	8.0	19.5	15.4	13.0	14.3
	広島市分	18,344	23,252						
	呉 市 分	2,638	3,236						
	福山市分	4,709	5,929						
	計	31,394	39,675						
令和 3 年度	県 分	5,680	7,260	16.2	8.0	19.7	15.6	13.2	14.4
	広島市分	18,430	23,553						
	呉 市 分	2,692	3,333						
	福山市分	4,754	6,027						
	計	31,556	40,173						
令和 2 年度	県 分	5,621	7,246	16.3	7.9	19.9	16.0	13.4	14.5
	広島市分	18,454	23,861						
	呉 市 分	2,746	3,435						
	福山市分	4,768	6,087						
	計	31,589	40,629						

（注）保護停止中を含む。

第2表 世帯類型別世帯数（1か月平均）の状況

(単位 世帯、%)

区 分		高齢者世帯	母子世帯	傷病 障害者 世 帯	その他の 世 帯	計
令和 4 年 度	県 分	2,999 (52.9)	253 (4.5)	1,553 (27.4)	860 (15.2)	5,665 (100.0)
	広島市分	8,994 (49.2)	1,005 (5.5)	5,665 (31.0)	2,606 (14.3)	18,270 (100.0)
	呉 市 分	1,473 (56.5)	88 (3.4)	573 (22.0)	472 (18.1)	2,606 (100.0)
	福山市分	2,664 (56.8)	201 (4.3)	1,391 (29.6)	436 (9.3)	4,692 (100.0)
	計	16,130 (51.6)	1,547 (5.0)	9,182 (29.4)	4,374 (14.0)	31,233 (100.0)
令和 3 年 度	県 分	2,996 (53.1)	260 (4.6)	1,564 (27.7)	823 (14.6)	5,643 (100.0)
	広島市分	8,983 (48.9)	1,080 (5.9)	5,599 (30.5)	2,698 (14.7)	18,360 (100.0)
	呉 市 分	1,507 (56.4)	99 (3.7)	579 (21.7)	486 (18.2)	2,671 (100.0)
	福山市分	2,703 (57.0)	204 (4.3)	1,406 (29.6)	430 (9.1)	4,743 (100.0)
	計	16,189 (51.1)	1,643 (5.2)	9,148 (29.1)	4,437 (14.1)	31,417 (100.0)
令和 2 年 度	県 分	2,952 (52.9)	278 (5.0)	1,566 (28.0)	789 (14.1)	5,585 (100.0)
	広島市分	8,905 (48.4)	1,150 (6.3)	5,565 (30.3)	2,763 (15.0)	18,383 (100.0)
	呉 市 分	1,542 (56.6)	109 (4.0)	597 (21.9)	475 (17.4)	2,723 (100.0)
	福山市分	2,698 (56.7)	223 (4.7)	1,406 (29.6)	428 (9.0)	4,755 (100.0)
	計	16,098 (51.2)	1,759 (5.6)	9,133 (29.0)	4,455 (14.2)	31,445 (100.0)

(注) 1 保護停止中は含まない。

2 () 内は、構成割合である。

〔事業の内容〕

1 生活保護事業の推進（予算額 284,804 千円）

(1) 最低限度の生活の保障（予算額 260,832 千円）

ア 公的扶助の実施

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護（生活・住宅・教育・医療・介護・出産・生業・葬祭扶助）を行い最低限度の生活を保障するとともに、その自立援助に努める。（昭和 25 年度創設）

第 3 表 扶助の状況

扶助別人員の状況（1 か月平均）

（単位 人、％）

区 分		生 活	教 育	住 宅	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭	被保護人員
令和 4 年度	県 分	6,200 (85.4)	389 (5.4)	5,507 (75.9)	1,246 (17.2)	6,292 (86.7)	1 (0.0)	137 (1.9)	11 (0.2)	7,258
	広島市分	19,880 (85.5)	1,297 (5.6)	20,807 (89.5)	3,583 (15.4)	17,060 (73.4)	3 (0.0)	525 (2.3)	47 (0.2)	23,252
	呉 市 分	2,679 (82.8)	129 (4.0)	2,497 (77.2)	491 (15.2)	2,705 (83.6)	0 (0.0)	52 (1.6)	5 (0.2)	3,236
	福山市分	5,037 (85.0)	241 (4.1)	5,218 (88.0)	1,311 (22.1)	4,993 (84.2)	0 (0.0)	112 (1.9)	5 (0.1)	5,929
	計	33,796 (85.2)	2,056 (5.2)	34,029 (85.8)	6,631 (16.7)	31,050 (78.3)	4 (0.0)	826 (2.1)	68 (0.2)	39,675
令和 3 年度	県 分	6,227 (85.8)	393 (5.4)	5,474 (75.4)	1,225 (16.9)	6,251 (86.1)	1 (0.0)	150 (2.1)	10 (0.1)	7,260
	広島市分	20,275 (86.1)	1,369 (5.8)	21,110 (89.6)	3,597 (15.3)	17,192 (73.0)	4 (0.0)	551 (2.3)	44 (0.2)	23,553
	呉 市 分	2,787 (83.6)	144 (4.3)	2,599 (78.0)	499 (15.0)	2,783 (83.5)	0 (0.0)	60 (1.8)	8 (0.2)	3,333
	福山市分	5,133 (85.2)	271 (4.5)	5,297 (87.9)	1,320 (21.9)	5,042 (83.7)	1 (0.0)	112 (1.9)	4 (0.1)	6,027
	計	34,422 (85.7)	2,177 (5.4)	34,480 (85.8)	6,641 (16.5)	31,268 (77.8)	6 (0.0)	873 (2.2)	66 (0.2)	40,173
令和 2 年度	県 分	6,201 (85.6)	397 (5.5)	5,422 (74.8)	1,180 (16.3)	6,152 (84.9)	1 (0.0)	158 (2.2)	9 (0.1)	7,246
	広島市分	20,654 (86.6)	1,480 (6.2)	21,419 (89.8)	3,529 (14.8)	17,280 (72.4)	5 (0.0)	572 (2.4)	46 (0.2)	23,861
	呉 市 分	2,870 (83.6)	155 (4.5)	2,680 (78.0)	499 (14.5)	2,837 (82.6)	1 (0.0)	56 (1.6)	8 (0.2)	3,435
	福山市分	5,210 (85.6)	277 (4.6)	5,357 (88.0)	1,298 (21.3)	5,063 (83.2)	1 (0.0)	130 (2.1)	4 (0.1)	6,087
	計	34,934 (86.0)	2,309 (5.7)	34,879 (85.8)	6,506 (16.0)	31,331 (77.1)	7 (0.0)	917 (2.3)	68 (0.2)	40,629

(注) 1 複数の扶助を受給している場合は、それぞれに計上している。

2 保護停止中を含む。

3 () 内は、各扶助ごとの受給割合である。

扶助別扶助費の状況

(単位 千円、%)

区 分		生 活	教 育	住 宅	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭	合 計
令和4年度	県 分	3,069,686 (26.8)	44,202 (0.4)	1,429,363 (12.5)	237,297 (2.1)	6,621,181 (57.8)	4,713 (0.0)	26,039 (0.2)	24,074 (0.2)	11,456,555 (100.0)
	広島市分	11,390,340 (29.8)	145,053 (0.4)	7,192,194 (18.8)	737,113 (1.9)	18,528,785 (48.5)	18,779 (0.0)	90,069 (0.2)	112,139 (0.3)	38,214,472 (100.0)
	呉市分	1,500,131 (28.0)	13,688 (0.3)	702,727 (13.1)	84,832 (1.6)	3,033,853 (56.6)	1,287 (0.0)	10,868 (0.2)	14,954 (0.3)	5,362,340 (100.0)
	福山市分	2,680,030 (28.6)	30,827 (0.3)	1,551,103 (16.5)	256,828 (2.7)	4,828,310 (51.4)	1,517 (0.0)	16,923 (0.2)	20,736 (0.2)	9,386,274 (100.0)
	計	18,640,187 (28.9)	233,770 (0.4)	10,875,387 (16.9)	1,316,070 (2.0)	33,012,129 (51.2)	26,296 (0.0)	143,899 (0.2)	171,903 (0.3)	64,419,641 (100.0)
令和3年度	県 分	3,087,154 (26.5)	44,732 (0.4)	1,411,369 (12.1)	222,420 (1.9)	6,830,343 (58.6)	4,203 (0.0)	28,668 (0.2)	22,062 (0.2)	11,650,951 (100.0)
	広島市分	11,567,057 (29.9)	145,480 (0.4)	7,263,347 (18.8)	718,054 (1.9)	18,741,211 (48.5)	18,426 (0.0)	88,503 (0.2)	111,176 (0.3)	38,653,254 (100.0)
	呉市分	1,541,099 (28.1)	15,617 (0.3)	719,780 (13.1)	98,254 (1.8)	3,078,165 (56.1)	1,529 (0.0)	12,203 (0.2)	19,880 (0.4)	5,486,527 (100.0)
	福山市分	2,726,782 (28.5)	33,552 (0.4)	1,555,192 (16.3)	259,461 (2.7)	4,944,165 (51.8)	2,724 (0.0)	15,248 (0.2)	14,560 (0.2)	9,551,684 (100.0)
	計	18,922,092 (29.0)	239,381 (0.4)	10,949,688 (16.8)	1,298,189 (2.0)	33,593,884 (51.4)	26,882 (0.0)	144,622 (0.2)	167,678 (0.3)	65,342,416 (100.0)
令和2年度	県 分	3,074,632 (26.8)	45,660 (0.4)	1,377,895 (12.0)	193,964 (1.7)	6,731,438 (58.7)	5,958 (0.1)	27,315 (0.2)	18,768 (0.2)	11,475,630 (100.0)
	広島市分	11,900,354 (30.1)	168,300 (0.4)	7,312,546 (18.5)	683,867 (1.7)	19,275,968 (48.7)	18,718 (0.0)	90,820 (0.2)	118,735 (0.3)	39,569,308 (100.0)
	呉市分	1,590,003 (28.6)	17,544 (0.3)	731,205 (13.1)	105,960 (1.9)	3,086,673 (55.5)	2,649 (0.0)	11,498 (0.2)	18,113 (0.3)	5,563,645 (100.0)
	福山市分	2,791,028 (28.9)	30,415 (0.3)	1,568,092 (16.2)	262,596 (2.7)	4,972,008 (51.5)	1,990 (0.0)	16,923 (0.2)	16,799 (0.2)	9,659,851 (100.0)
	計	19,356,017 (29.2)	261,919 (0.4)	10,989,738 (16.6)	1,246,387 (1.9)	34,066,087 (51.4)	29,315 (0.0)	146,556 (0.2)	172,415 (0.3)	66,268,434 (100.0)

(注) 1 数値は、年度内の累計額である。

[負担割合 国 3/4、県 1/4 (市町 1/4)]

2 () 内は、各扶助ごとの構成割合である。

イ 指定医療機関制度による医療の確保

生活保護患者の医療の確保を図るため、医療機関を指定して治療の委託を行っている。

第4表 指定医療機関の状況 (令和6年4月1日現在)

(単位 所)

区 分		医 科	歯 科	調 剤	計
生活保護法指定	県 分	760	491	559	1,810
	広島市分	1116	606	659	2,381
	呉市分	200	132	136	468
	福山市分	320	210	238	768
	計	2,396	1,439	1,592	5,427

ウ 指定介護機関制度による介護の確保

要介護状態等にある被保護者の介護の確保を図るため、指定介護機関に委託して介護サービスの提供を行っている。介護サービス事業所等が介護保険法による指定・許可を受けることで、生活保護法の介護機関の指定を受けたとみなされる。

エ 保護施設への入所

第5表 保護施設への入所状況（令和6年3月末日現在）

（単位 人）

区 分	施 設 名	定員	入 所 人 員					
			県 分	広島市分	呉市分	福山市分	県外分	計
救 護 施 設	呉 広 風 園	55	9	8	29	0	1	47
	みつぎ清風園	100	63	5	0	24	1	93
	救 護 院	60	7	51	1	0	2	61
医療保護施設	府中みくまり病院	317						
	済生会呉病院	150						

(2) 運営指導の充実（予算額 23,972 千円）

ア 事務監査の実施

市町福祉事務所（広島市を除く。）の事務監査を行い、生活保護事業の適正、かつ、効率的な運営が確保されるよう努める。（昭和27年度創設）

第6表 福祉事務所監査の実施状況

（単位 所、％）

区 分	対象箇所	一般監査	実施率	特別監査	巡回指導	特別指導 監査
令和6年度（予定）	22	22	100.0	1	—	1
令和5年度	22	22	100.0	1	—	1
平成4年度	22	22	100.0	1	—	1

（注）広島市を除く。

イ 指定医療、介護機関の指導

指定医療、介護機関を実地指導することによって、医療、介護扶助の適正な実施に努める。（昭和27年度創設）

2 生活困窮者の自立の促進（予算額 1,391 千円）

(1) 生活困窮者への支援

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の措置を講じ、生活困窮者の自立の促進を図る。

第7表 任意事業の実施状況（令和6年度予定）

（単位 実施自治体数）

区 分	就労準備支援事業	一時生活支援事業	家計改善支援事業	子どもの学習・ 生活支援事業	その他生活困窮者の 自立の促進を図る ために必要な事業
県 分	12	10	19	12	2
広島市分	1	1	1	1	1
呉市分	1	1	1	1	1
福山市分	1	—	1	1	—
計	15	12	22	15	4

(2) 生活困窮者就労訓練事業者の認定

雇用による就業を継続していくことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供する事業者を認定する。

第8表 生活困窮者就労訓練事業者の認定状況

(単位 件)

区 分	件 数
県 分	10
広 島 市 分	15
呉 市 分	5
福 山 市 分	13

(注) 令和5年度末現在

3 行旅病人及び行旅死亡人の援護（予算額 684千円）

市町が、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）に基づき引取者のない行旅死亡人等の援護を行った場合に、その費用を行旅病人、行旅死亡人等の援護及び取扱の費用弁償に関する規則（昭和33年広島県規則第11号）によって県が負担（広島市、呉市及び福山市を除く。）する。（昭和33年度創設）

第9表 行旅病人及び行旅死亡人の援護状況

(単位 件、円)

区 分	件 数	費 用 負 担 額
令和6年度（予定）	3	684,000
令和5年度	2	158,842
令和4年度	3	343,811

(注) 広島市、呉市及び福山市を除く。

[負担割合 10/10]

4 自立更生のための資金援助（予算額 27,521千円）

(1) 生活福祉資金の貸付

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対して、経済的な自立、生活環境の改善、在宅福祉や社会参加の促進等を図るため生活福祉資金を貸し付け、当該世帯の生活の安定を促進する。（昭和30年度創設）

- 実施主体 （社福）広島県社会福祉協議会
- 貸付種別、貸付限度額等 参考資料「健康福祉局関係の資金貸付制度一覧表」のとおり

第10表 生活福祉資金の貸付状況

(単位 件、千円)

資金の種類		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		貸付申込		貸付申込		貸付申込		貸付決定		貸付申込		貸付決定	
		件数	件数	件数	件数	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
総合支援資金	生活支援費	1	450	3	1,158	2	606	1	300	4	1,049	4	1,049
	住宅入居費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一時生活再建費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉資金	福祉費	30	10,535	29	7,289	26	3,840	27	4,992	29	7,543	27	6,438
	緊急小口資金	38	2,075	38	2,078	40	2,010	36	1,595	36	2,260	37	2,360
教育支援資金	教育支援費	13	10,941	12	10,701	7	2,868	8	3,108	10	3,633	10	3,633
	就学支度費	20	8,525	21	8,696	10	4,331	10	4,331	15	5,283	15	5,283
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	4	25,283	4	25,283	0	0	0	0	0	0	0	0
計		106	57,809	107	55,205	85	13,655	82	14,326	95	19,868	94	18,863

(注) 広島市、福山市及び呉市を含む。

(単位 件、千円)

資金の種類		令和5年度			
		貸付申込		貸付決定	
		件数	金額	件数	金額
生活 福祉資金 特例貸付	緊急小口資金	1	100	1	100
	福祉費	0	0	0	0
	総合支援資金（延長）	—	—		
	総合支援資金（再貸付）	—	—		
計		1	100	1	100

(注) 1 広島市、福山市及び呉市を含む。

2 特例貸付は、令和6年能登半島地震に係る特例貸付。

(2) 緊急生活安定資金の貸付

低所得世帯が緊急に必要なとする資金の貸付事業を実施する（社福）広島県社会福祉協議会（貸付償還業務は、市区町社会福祉協議会で実施。）に対し貸付原資を貸し付け、低所得世帯の生活の安定を図る。（昭和53年度創設）

○ 貸付限度額等 参考資料「健康福祉局関係の資金貸付制度一覧表」のとおり

第11表 緊急生活安定資金の貸付状況

(単位 件、円)

区 分	貸 付 申 込		貸 付 決 定		原 資 総 額
	件 数	金 額	件 数	金 額	
令和5年度	37	1,406,400	37	1,406,400	50,000,000
令和4年度	33	1,193,500	33	1,193,500	50,000,000
令和3年度	44	1,270,000	44	1,270,000	50,000,000

(注) 広島市、福山市及び呉市を含む。

(3) 臨時特例つなぎ資金の貸付

離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金等が交付されるまでの当面の生活費を貸し付け、自立の支援を図る。（平成21年度創設）

○ 実施主体 （社福）広島県社会福祉協議会

○ 貸付限度額等 参考資料「健康福祉局関係の資金貸付制度一覧表」のとおり

第12表 臨時特例つなぎ資金の貸付状況

(単位 件、円)

区 分	貸 付 申 込		貸 付 決 定	
	件 数	金 額	件 数	金 額
令和5年度	0	0	0	0
令和4年度	1	40,000	1	40,000
令和3年度	0	0	0	0

(注) 1 広島市、福山市及び呉市を含む。

2 平成21年10月1日受付開始。